

「海外宝くじ」には手を出さないで！

「海外宝くじ」の苦情は約 20 年以上前からあり、高額な当選金を得ることができる権利と称し、消費者に代金（手数料）を送金させる手口です。一度信じてしまうと何年間も止めることが出来なく、家族や知人など周囲の人が心配して相談をする傾向があります。

【事例 1】80 歳代・女性・士別市

ケアマネで担当している認知症気味の女性が 4 年前から海外宝くじを信じ、現金を送金している。今回、薬を担当している看護師に 3,000 円を振り込んで欲しいと依頼したことから発覚した。親族によれば、沢山の封書が届いているため訪問時処理しているという。今回、看護師から送金はいらないよう説明をして止めさせた。

【事例 2】50 歳代・女性・士別市

フランスから「1 億 5 千万円の莫大な富の秘密の協定同意書」という内容の手紙が届いた。自分は精神疾患があり生活保護を受ける身だ。同居の母が莫大な金額が当選したのかと夜も眠れない状況に陥っている。

この手紙を信用して手数料 5,000 円を送金先カナダに送っても大丈夫か。

【アドバイス】

- ◎申し込んでいないのに宝くじに当選することはありえません。「当選した」などの甘い話には乗らないようにしましょう。
- ◎海外宝くじは、日本国内で買うだけでも違法となる可能性があります。絶対に購入してはいけません。
- ◎クレジットカード番号を教えると、その後何度も代金を請求されるケースもあります。カード番号を安易に教えないようにしましょう。
- ◎【事例 1】のように、当選金をもらえると信じ込み、手数料を送り続けてしまうケースもみられます。なかには、幸運の石やペンダントが送られてくる場合があり、ますます信用度が増す状況になります。周囲の人は、日ごろから高齢者の様子に不審なところがないか見守りましょう。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、下記士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

